

一般質問要旨（2011年3月議会）

私は、日本共産党県議団として、一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

T P P 参加による影響についての試算では、サトウキビは減少率100%となっており、種子島や奄美は、壊滅的な打撃を受けます。中種子町は県内1のサトウキビの産地ですが、他の産業資源が乏しい中で、住民は広くない畑を丁寧に耕し、サトウキビを作って、少ない年金を補い生活の糧としています。昨年、行政視察で、喜界町に行きましたが、ここは、中種子町に次ぐサトウキビの産地で、見渡す限り、サトウキビ畑が広がっています。これが無くなったら、地域経済が成り立たなくなるのは必然です。

本県の基幹産業である農業を守り、県民の暮らしと地域経済を守るために、政府に対して、さらにT P P 参加反対の強いメッセージを発していただきたい。見解を求めます。

次に、水俣病に関して特別措置法による一時金を支給された方で、それが収入認定され、県内で24人の方たちが生活保護を打ち切られた問題について取り上げます。

水俣病は、公式確認から、すでに55年が経とうとしています。当時、多くの劇症性患者、胎児性患者が発生し、チッソは、有毒性を知りながら有機水銀を含む工場排水を垂れ流しつづけました。当時自民党政府はそのチッソを一貫して擁護し、その排水が原因であることを否定し、その結果、公式確認後12年間も、汚染が続いたのでした。

政府は、病像と原因、責任、救済対策のいずれにおいても加害企業を擁護し続け、公害健康被害補償法のもとでも、「1977年判断条件」と呼ばれる厳しい行政認定基準に固執して被害者を切り捨ててきました。企業城下町と言われるチッソの地域支配と被害を争い続ける国の姿勢が、根深い偏見と差別をつくり出しました。

「公害の原点」－水俣病の歴史は、この加害企業と国に対して、全ての被害者救済を求め続けてきた、命がけのたたかひの歴史にほかなりません。

国は、今回の一時金の扱いについて、1995年の政治決着の際の扱いを踏襲していますが、95年の政治決着では「国、県の責任は問わない」ことを前提とし、「和解対象者」を水俣病患者とも被害者とも位置づけず、チッソからの一時金は補償ではないとしていました。しかし、今回の一時金は、2004年の関西訴訟最高裁判決において国及び熊本県の責任が明確に問われたことを受けて制定された「特別措置法」に基づき、「被害者救済」の一環として一時金が支給されたものであり、政治決着の時と同等の扱い自体が問題であります。

知事は、国の言うとおりに、収入認定されて、保護を打ち切られることをよしとされるのでしょうか。国に対して、「償い」として、考え方を見直すことを、どうして求めることをしようと思えないのか。今からでも、政府に対して、全額、収入認定をしないよう、要請していただきたい。見解を求めます。

次に、大型開発の公債費の増嵩についてであります。来年度当初予算の公債費は1432億1千万円。比率で18.5%という高さは、全国でもトップクラスであり、これが、本県

の財政を大きく圧迫しています。

その原因について、知事は、「社会資本整備の遅れのために普通建設事業費が嵩んだことやその見直しも3年程度遅れていたため」と発言しておられます。

総事業費646億円の豪華県庁舎、226億円の県民交流センター、269億円の人工島—マリポートかごしま、69億円の菜の花館などの過去の普通建設事業による県債残高、これは、伊藤知事にとっては、負の遺産として引き受けざるをえないものだったでしょう。

しかしながら、昨年度から実施されている錦江湾横断交通ネットワーク可能性調査は、伊藤知事が始めた事業であります。この2年間の可能性調査で実現の可能性として示されたのは「鹿児島～桜島」間にトンネルを掘るというもので、延長6.4km。工事費1200億円というものです。2kmの錦江湾を越えるのに、九州自動車道で言えば、加久藤トンネルや肥後トンネルよりも長い距離、一般道では、武岡トンネルが1.5kmですから、実に4.2倍の長さになります。

知事は、就任直後の2004年8月に内之浦町で開催された知事と語る会で、「桜島架橋」について、過去の可能性調査で難しいという結果が出ていることに触れ、「我々が考えなければならないのは、本当にどのようにして、大隅全体の振興を図るかということが大切」であると述べられています。

知事が言われる大隅全体の振興とは何かでしょうか。

可能性調査の中で、開通の経済波及効果として、救命率向上効果が上げられておりますが、そもそも、本県には、第3次救急医療を担う救命救急センターが、鹿児島市立病院1箇所しかありません。全国で、都道府県に1箇所しかない県は、鹿児島を含めて、4県のみ。このうち山梨県と長崎県は、県の面積で言えば、本県の半分以下です。九州では、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県で、県立病院が救命救急センターを担っています。救命率の向上をいうのであれば、県立の鹿屋医療センターを充実させ、第3次救急医療を担える病院にすることに予算を振り向ければ、大隅全体の住民のみなさんの医療や福祉の向上につながり、新たな雇用の場もうまれるのではありませんか。大隅半島の基幹産業である農業の振興も絶対に欠かせません。地元の商店街の活性化も大いに進めなければならないでしょう。

借金に頼りながら、普通建設費を増大させ、現在の県財政の危機的状況を招いた歴代知事の失政を繰り返すことなく、真の地域の発展のために何が必要かを検討し、知事の意志としての結論を導き出すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、県民の医療・福祉・教育の充実について取り上げます。

まず、国民健康保険についてです。高すぎる国保税、非情な滞納制裁、増え続ける無保険者—貧困と格差が広がる中、市町村国保の危機的状況がますます深刻化しています。本県でも、国保税の滞納世帯は、5万世帯をこえており、窓口で10割負担となる資格証明書交付や期限切れの短期保険証など、無保険状態がすすんでいます。

民主党政権は、こうした事態への根本的打開策をうたない一方で、先の通常国会で「国保の広域化」を推進する法案をとおし、後期高齢者医療制度の「見直し」とも連動させて、「医療保険の都道府県単位化」をすすめるようとしています。その中で、「一般会計からの繰り入

れを解消し、保険料値上げに転嫁せよ」との方針が示されています。

もし、一般会計からの繰り入れがなくなれば、国保税はさらに高騰します。例えば、鹿児島市は国保会計に今年度は33億円ほどを繰り入れています。これがなくなれば、単純に計算すると一人当たりの調定額が、56,542円から40.5%アップの79,442円になり、ますます払いたくても払えないことになり、滞納世帯と無保険世帯を生む恐れが生じます。

そもそも、国保は、自営業者や退職者、失業者等が対象であり、国民皆保険として、これを維持するには、国が財政的にも責任を負うことが必要です。国保法は、第1条で、国保を「社会保障及び国民保健」のための制度と規定し、第4条で、「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない」と国保の運営責任は国が負っていることを明記しています。

そこでおたずねします。市町村国保の充実と、県民が安心して受けられる医療の確保のために、国保に関して、県が果たすべき役割について、どのようにお考えでしょうか。また、国保の広域化支援方針は知事が決定することになっていますが、国保の広域化についての知事のお考えをお聞かせください。

次に、子ども医療費の助成制度についてであります。本県の乳幼児医療費助成制度は、昭和48年10月から始まった制度で、当時は対象年齢が5歳までというのは、全国で先進を切っていたと言われます。しかし、その後37年たち、ようやく昨年、対象年齢は、小学校入学前までに引き上げられましたが、自己負担の3000円と償還払いは変わってはおられません。

内閣府がまとめた「平成22年版子ども・子育て白書」には、子育てをめぐる最近の状況として、「1997年には、20代では、年収が300万円台、30代では、500～600万円台の雇用者の割合が最も多かったが、2007年には20代は200万円台前半、30代は300万円台の雇用者が最も多くなっている。」として、子育て世代の所得が、この10年間で大きく減少していることが述べられています。

また、本県の「かごしまニューライフプラン検討委員会」での資料として出された本県が実施した次世代育成支援に関するアンケート結果では、「子育ての環境面での悩みトップ3」の内の2つが、「子どもの教育費や稽古ごとなどにお金がかかる」と「子どもの出産や育児にお金がかかる」という、子育ての経済的負担の重さに不安を感じているというものでした。

そこで、まず、本県の子育て世代の経済的困難な状況について、どのように認識しておられるかお尋ねいたします。

また、若い人たちの所得が大きく減り、子育ての経済的な負担に苦しんでいるという実情の中で、せめて、子どもの具合が悪くなったときくらい、お金のことを心配せずに病院にかかれるような環境を作っていくこと。このことこそ、子育て支援として、そして、子どもたちの命と健康を守ると言う点で今県がやるべきことではないでしょうか。乳幼児医療費助成制度の現物給付を求めます。見解をお聞かせください。

次に、県立高校の普通教室へのクーラー設置について、おたずねします。

学校保健安全法には、第3条に、国及び地方公共団体の責務として、「学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。」とあり、更に、第6条に「学校の設置者は学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。」と定めています。

「異常気象」と言われる夏の暑さと、観測史上最高回数を更新した桜島の爆発的噴火の元で、鹿児島市では、全ての小・中・高校において、普通教室にクーラーを整備する方針を示し、今年度の補正予算と来年度の当初予算で、小学校18校、中学校10校、市立高校1校に設置する予算を計上し、市民から大歓迎を受けています。

次に、県立高校においては、特別教室においては、クーラー設置が進んでいるものの、普通教室については、多くの学校で、PTAや後援会などの保護者負担でクーラーがつけられ、電気代も保護者負担となっていると聞きます。

おたずねします。鹿児島市内の県立高校におけるクーラーの設置状況はどうなっているのか。校長室、職員室、普通教室について、設置者、設置費用及び電気代の負担も含めてお答えください。さらに、普通教室へのクーラー設置は、財政上の理由により困難とされてきましたが、それは、児童生徒の安全確保と財政負担とを秤にかけて財政上の理由が優先されるということでしょうか。未設置の県立高校の普通教室については、県の責任で、クーラーを設置し、すでに保護者負担で設置されているものについては、せめて電気代は公費で負担すべきと考えますが、見解を伺います。

【2回目】

次に、地域経済の活性化という観点で、何点か取り上げます。長引く不況、デフレスパイラルとも言える経済状況の中で、どのようにして、地域経済を活性化していくのか、地方政治の重要な課題であります。

1点目は、公共事業の在り方です。わが党は、公共事業全般を問題視しているのではありません。県民の生活や地域に密着した公共事業は、住民の福祉の向上に結びつき、また、地元の中小業者が直接受注できる機会が増えることになり、大いに尊重されるべきと考えています。

ここでは、公共事業の在り方を問う立場から、人工島—マリポートかごしまと、2箇所の県道を取り上げます。

まず、人工島について、これまで費やした事業費とその内の県の負担額、それに占める起債の割合について答弁ください。

これだけの事業費を費やしている人工島が、地域振興や県民の生活にとって、どのような役割を果たしているのか。県が言われる防災拠点としての活用自体が、非現実的であることは、これまで指摘してきた通りであります。昨年10月には、とうとう県民に、2工区にどのような施設を作ったらいいかアイデアを募集されました。今更県民に尋ねなければ活用策が見いだせない代物なのではないでしょうか。

これとの対比で、必要な公共事業の例として2箇所の県道の整備について取り上げます。

県道永吉入佐鹿児島線の松元町内田中地内では、松元中学校への通学路になっている広い歩道が、下り坂の途中で突然切れており、自転車通学の子どもたちは、そこから通勤の車が走っている車道に降りなければならず、ころんで道路横の茶畑や側溝に落ちた子どもがいるなど、大変危険な状態にあると保護者から伺いました。実際に私は朝7時40分から30分間、現地を見ましたが、この間、自転車に乗った中学生が25人、自動車がバス3台を含め上下線で280台。加えて、電動車いすに乗った方が1名通っていました。ここを通った子どもたちに、危なかった経験がないか聞いたところ、車道に出ようとした時、走ってきた車にぶつかりそうになり、歩道の切れ目に置かれていた大きなブロックにぶつかった子どもが2人。車道に出てすぐに、乗用車と実際にぶつかって打撲した子どもが一人。車をよけようとしてガードレールにぶつかった子どもが一人、など、10数人に聞いただけでも、これだけの実態がありました。

2箇所目は、県道鹿児島吉田線です。この県道は、高速道路のインターへ続く鹿児島市の北の玄関口であり、空港のリムジンバスも含めて、1日に上下300本を超えるバスが行き交う幹線道路であります。大明ヶ丘入口交差点から帯迫中央交差点の区間が、片側1車線であるために、上下8箇所のバス停で車線を塞いでバスが停車せざるをえず、渋滞の悪化を招いています。また、吉野地域は、障害者や高齢者等の福祉施設も数多く存在しますが、障害者の方は、「電動車いすで出かけるが、歩道が狭くて、歩行者とすれ違うことができなくて困っている」と嘆いておられます。今、住民の方たちの中で、本県道の4車線化を求める署名活動が広がっています。

県は、社会基盤整備の基本的な考え方として、地域密着型事業として、「地域にとって真

に必要な社会基盤の整備を進める」としてはありますが、高規格幹線道路や重要港湾の整備は、前年度を上回る予算がつけられる一方で、この地域密着型事業は、対前年度比、80～90%台で、年々減り続けています。

非現実的な防災拠点や住民にアイデアを募集するほど使い道に困っている人工島にこれ以上予算を注ぎ込むのは止めて、住民の安心・安全のために、先に述べたような県道の歩道の設置や道路の拡幅などにこそ、予算を振り向けていただきたい。見解を求めます。

次に、県営原良団地の建て替え問題について、取り上げます。公営住宅の整備も公共事業として大事なものです。

老朽化した原良団地を、県は全面的に建て替える計画で、住民にも説明していたものを突然、130戸分で建て替えを中止すると発表。私は、9月議会でこの問題を取り上げ、現時点では、400戸分を15年かけて政策空き家をつくりながら、現地で建て替えることとなっています。これまで、1,090戸あったものが、400戸になれば、当然人口は減少し、地域の商店やクリニックなどの経営が立ちゆかなくなり、閉鎖や撤退の可能性も出てきます。そこでおたずねします。このように1090戸が400戸に大幅に減ることが明和地域に与える影響について、どのように考えられているのでしょうか。

今議会に1000名を超える署名を添えて、地域住民のみなさんから陳情が出されていますが、その願いに応えて、当初の予定通りの戸数を建て替えるべきです。また、現在の計画についても、より、期間を早めて建て替えるべきと考えますが、見解を伺います。

さらに、地域経済を活性化させるためには、雇用の確保と地域経済の主役である中小業者の仕事の確保が必要です。

その方策として全国で今、注目されているのが、住宅リフォーム補助制度で、私は、これまで本会議や委員会でも何回も提案をしてきました。

秋田県では、50万円以上住宅の増改築・リフォームについて、地元の業者の施工を要件にして、工事費の10%、最大20万円を補助しており、今年度当初予算で、7000戸分、補助額12億6千万円の予算を組んでいましたが、大変好評だったため、補正で、追加6000戸、8億4600万円が計上されました。2月18日現在の実績で、戸数にして13,820戸、補助額19億5,864万5千円。実際に行われたリフォーム工事の総額は298億3,600万円にものぼります。産業連関表から算出した影響額は、470億円、実に、県の補助額の23.5倍の経済波及効果があったこととなります。秋田県では、県内の8割の市町村で、県の制度に上乗せして事業を行っていて、例えば最大で県から20万円、市から30万円の補助が受けられることになり、施工はその市内の業者に限られているため、明らかに地元の業者の仕事の確保に結びついています。このように、県がリードして市町村と共に、地域の中小業者の支援を行っているのです。秋田県では、来年度もさらに12,000戸、17億400万円の予算を計上しています。地域経済への波及効果を考えると、このような事業にこそ、予算を注ぎ込むべきではありませんか。この秋田県での経済波及効果について、どのように評価されますか。また、本県でも来年度の予算で、県産材で、新築、並

びにリフォームの際に補助金が最大40万円が補助されることになっていますが、この対象を県産材の活用のみならず、多くの県民が活用し、地元業者の仕事が増え、相当な経済効果呼び起こすために、リフォーム全般に使えるよう制度の対象の拡大を要求するものです。見解を伺います。

県は、この間、緊急雇用対策として、基金を活用して事業を展開しています。しかしながら、その内容は、民間については、できるだけ継続した雇用を要求する一方で、県が雇い入れるのは、短期雇用に限っています。県自身も、安定した雇用の確保に責任をもつべきであります。

この点で、取り上げるのが、期限付き教職員の問題です。学校種毎の定数内の期限付き教諭等の実数と、全職員に占める割合を示してください。

今、この定数内の期限付き教諭の問題と同時に、臨時教職員の増加も問題です。県教育委員会では、小学校低学年の30人学級の実施や中学校免許外教科担任解消事業など教育環境の充実に取り組んでいますが、その多くが「非正規」の教職員の配置に頼った形になっています。時間で雇用される非常勤講師の配置は、教員の仕事だけでは生計を維持することが困難な官製ワーキングプアを生み出しています。県教委として、安定した雇用の確保に責任を持つべきであり、少人数学級について年次的に実施したり、複式学級の解消や免許外強化担任の解消などの観点からも、期限付きでなく正規の職員を雇用する努力をすべきであると考えますが、見解を伺います。

景気の低迷などによる厳しい財政状況の下で、公共事業や業務委託・物品調達業務に於いて過当競争による低価格・低単価の契約によって、労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招くと言う問題も生じています。

このような状況を鑑み、本県議会では、昨年9月議会において、「公契約における企業の健全経営及び適正な労働条件の確保を求める意見書」を全会一致で、採択いたしました。

先の県民連合の代表質問でも紹介されておりましたが、公契約条例が千葉県野田市に続き、昨年12月には神奈川県川崎市で制定され、国分寺市でも条例素案が発表され制定に向かっています。

先の代表質問の答弁で、国の労働法制との関係で、条例を定めることが困難であるとの見解が示されておりましたが、最低賃金法、労働契約法との関わりでも条例制定は問題ありません。

最低賃金法に基づいて法定最低賃金が設けられていますが、自治体独自の条例や入札制度によって、最低賃金を上回る賃金支払を公契約の相手方の企業に義務づけることは可能です。これは、強行法規による義務づけとは性格が異なり、契約自由の原則にのっとっているからです。2009年2月24日付の尾立（おだち）参議院議員の質問趣意書に対する3月6日付の当時の麻生内閣総理大臣の答弁書でも、「最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないとすることは、同法、つまり最賃法上、問題となるものではない」としています。

本県議会であげた意見書にあるように、国に対して、ILO第94条の批准を求めると共に、公契約に関する基本法の制定を求めると共に、それを待つのではなく、本県でも、公契約条例を制定し、本県の労働者の厳しい労働環境の改善を図るべきであります。
強く公契約条例の制定を求めるものです。見解を伺います

【TPPについて】

民主党政府が26日にさいたま市で開催した「開国フォーラム」で配布された政府資料には、「日本企業の海外での利益を守る」とあり、TPPが大企業の利益拡大を利益第1に置いていることを示しています。TPP参加は、多国籍化した一部の大企業の利益拡大になっても、引き替えに、日本を「強いものだけが生き残る」社会に導き、食や健康、雇用、地域経済、国民の暮らしを壊し、「国の在り方」まで変えてしまいます。

本県の農業と地域経済を破壊するTPPへの参加を絶対に許さない世論と運動を強く呼びかけます。

【水俣病について】

「自立更生のためにあてられる費用については収入認定除外」とされると実施要領でうたっていることを理由に「問題ない」との見解を明らかにされていますが、用途を厳しく限定される「自立更生のための費用」を認めることでは、「被害者救済」とは成り得ないことは明らかです。

被害者の方達は、「自分たちはお金がほしいのではない。元の身体に戻してほしい。」とされています。自分に全く責任のないことで、身体を、人生を壊されてしまった。その大きさからすれば、210万円は、本当に微々たるものです。生活保護を受けているからと行って、この使い道を、どうして制限されるのか。国の「つぐない」を自分の生活費として返さなければならないのか。水俣病の原因やたたかひの歴史を考えれば、この国の扱いをよしとはできないはずで

知事は、この210万円の一時金が被害者への「つぐない」であると、受け止められないのですか。

生活保護にかかわる事務は、「法定受託事務」がありますが、機関委任事務と違って、国と地方自治体は対等な関係であることから、厚労省に従うばかりでなく、「自治体自らの責任と判断」で、国に対して異議を唱えることは可能です。熊本県知事が厚労大臣に要望書を提出したように、ぜひ、一時金の扱いの見直しを要請していただきたい。強く求めます。

【国保税】

国保の広域化は、市町村国保を解体し、機械的な徴収・給付機構に変質させることになり

県民が安心して受けられる医療の実現のためにも、高すぎる国保税に引き下げのために、国に対して、国保会計への国の出し前を元に戻すことを要求することと、国保税引き下げに役立つ県独自の支出金を強く要望いたします。

【乳幼児医療費助成制度】

子育て世代の経済的困難な状況について、県民生活局長から、答弁いただきましたが、乳幼児医療費助成制度は、県の保健福祉行政の施策体系の中では、「1生涯を通じて安心して暮らせる社会づくり」のなかの5番目「安心して子どもを育てられる環境づくり」に位置づけられている事業であり、まさしく、若い世代の子育ての不安や現状について、保健福祉部長がどのように認識しておられるかが、こそその施策推進のカギを握っているものと思われま

す。
改めてお尋ねします。若い子育て世代の経済的困難について、保健福祉部長は、どのように認識しておられますか。

保健福祉部長は、「安心して子どもを育てられる環境づくり」に、乳幼児医療費助成制度の現物給付が大いに貢献すると思われませんか。

【県立高校のクーラー設置について】

普通教室はもちろん、職員室まで、同窓会やPTAで設置されていることに、驚きました。電気代まで、保護者負担です。せめて、設置されているところの電気代は直ちに公費負担すべきです。

【まとめ】

まもなく、県議の今期の任期を終える時を迎えます。

本県議会において、日本共産党県議団は、知事から提案される議案について、ひとつ一つを精査し、県民にとってプラスであるのかマイナスであるのかという物差しではかり、いいものはいい、悪いものは悪いとはっきりモノを言う立場を貫いてまいりました。

これからも、税金のむだ遣いを厳しくチェックし、何よりも県民の暮らしや福祉、最優先の県政実現を目指し、全力を尽くして奮闘することをお約束し、私の一般質問を終わります。